2　法第十二条第二項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えて、届出書を提出してしなければならない。

一　理由書

二　新旧条文の対照表

三　指定生乳生産者団体（法第十二条第一項に規定する指定生乳生産者団体をいう。）にあつては、同項に規定する議決をした総会の議事録の写し

（集送乳調整金の交付）

第二十三条　法第十六条第二項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者による集送乳調整金の交付は、当該交付を受けた者に集送乳調整金を交付した指定事業者が業務規程で定める方法に準じて行うものとする。

（契約に基づく機構への売渡しを要しない場合）

第二十四条　法第十八条第二項の農林水産省令で定める場合は、指定乳製品等（法第十七条第一項に規定する指定乳製品等をいう。以下同じ。）であつて法第十八条第二項に規定するものについて、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十二条において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十条の三第一項の規定により関税の徴収が行われない場合とする。

（加算額の減額）

第二十五条　法二十一条第二項の規定により、同条第一項の規定により加算する額（次項において「加算額」という。）につき減額することができる額は、同条第一項の農林水産大臣が定めて告示する金額に変質による価値の減少に基づき当該指定乳製品等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合を乗じて得た額に、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額とする。

2　法第二十一条第二項の規定により加算額の減額を受けようとする者は、法第十八条第三項の申込書の提出の際に、変質の原因及び程度並びに減額を受けようとする額及びその計算の基礎を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

（契約に基づき売り渡される指定乳製品等の買入れの価額）

第二十六条　法第十八条第二項の規定による契約に基づく売渡しに係る指定乳製品等についての法第二十二条において準用する法第十九条の規定による機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告がされた価額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

（準用）

第二十七条　第二十五条の規定は、法第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第一項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第二十一条第一項」と、「告示する金額」とあるのは「告示する金額（消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除く。）」と、「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額」とあるのは「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額」と、同条第二項中「法第十八条第三項の申込書の提出の際」とあるのは「当該指定乳製品等の売渡しの前」と読み替えるものとする。

（特別売渡しの数量基準）

第二十八条　法第二十四条第一号の農林水産省令で定める数量は、指定乳製品の種類ごとに、当該事業年度における当該指定乳製品の国内生産予想量の十二分の一に相当する数量とする。

（特別売渡しの期間基準）

第二十九条　法第二十四条第二号の農林水産省令で定める期間は、一年とする。この場合において、法第二十六条の規定による交換によつて機構が取得した指定乳製品等の保管期間の計算については、交換前の当該指定乳製品等の保管期間は交換後の当該指定乳製品等の保管期間に通算するものとする。

（指定乳製品の特別売渡しの数量基準）

第十三条　法第十一条第一号の農林水産省令で定める数量は、指定乳製品の種類ごとに、当該事業年度における当該指定乳製品の生産予想量の十二分の一に相当する数量とする。

（指定乳製品の特別売渡しの期間基準）

第十四条　法第十一条第二号の農林水産省令で定める期間は、一年とする。この場合において、法第十三条の規定による交換によつて機構が取得した指定乳製品の保管期間の計算については、交換前の当該指定乳製品の保管期間は交換後の当該指定乳製品の保管期間に通算するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）